

[福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則\(昭和61年福井市規則第6号\)](#)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)及び[福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例\(平成8年福井市条例第19号。以下「条例」という。\)](#)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法、浄化槽法、省令及び[条例](#)の例による。

第3条 削除

(推進会議の組織)

第4条 [条例第7条第1項](#)の規定により設置する福井市廃棄物減量等推進会議(以下「推進会議」という。)に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを選任する。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(推進会議の会議)

第5条 会長は、推進会議の会議を招集し、その会議の議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明及び意見を聴くことができる。

(推進会議の庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民生活部環境事務所環境政策課において行う。

(一般廃棄物の搬出方法)

第7条 [条例第21条第1項](#)及び[第2項](#)の規則で定める搬出方法は、市長が別に定める袋を使用し、一般廃棄物の重量が1袋につきおおむね5キログラム以下であることとする。ただし、一般廃棄物処理計画に従い、適正に分別した家庭系一般廃棄物のうち市長が定める種類のものを、[次条第1項第2号](#)に掲げる集積所のうち市長が定める集積所へ搬出するときは、この限りでない。

2 [条例第21条第2項](#)の規則で定める事業系一般廃棄物は、事業者が集積所に搬出することについて当該集積所を管理する者の同意を得ている事業系一般廃棄物であって、1箇月における搬出量が250キログラム以下のものとする。

(集積所等)

第8条 [条例第21条第1項](#)及び[第2項](#)の規則で定める集積所は、次に掲げる集積所とする。

(1) 別に定めるところにより、あらかじめ市長の承認を得て占有者等([条例第17条](#)に規定する占有者等をいう。)が共同で設置する集積所

(2) 市長が指定する事業者が設置する集積所(一般廃棄物処理計画に従い適正に分別した家庭系一般廃棄物のうち市長が定める種類のものに係る集積所に限る。)

2 [前項各号](#)の規定により集積所を設置する者は、その設置する集積所の清掃を行うこと等により、当該集積所の適正な管理に努めなければならない。

(勧告)

第9条 [条例第23条](#)及び[第29条](#)の規定による勧告は、勧告の理由及び内容並びに当該勧告に係る措置の期限及び責任者を記載した勧告書([様式第1号](#))により行うものとする。

(市の処理施設)

第9条の2 [条例第25条](#)の市の処理施設は、次に掲げる施設とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- 1 収集資源センター
- 2 クリーンセンター
- 3 し尿投入所

2 市の処理施設([前項](#)に規定する市の処理施設をいう。以下同じ。)の開設日は、次に定める日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日

(2) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

3 市の処理施設に搬入することができる一般廃棄物は、市長が別に定める。

4 市の処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする占有者等及び事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設及び附属設備を損傷し、又は汚損するおそれのある行為

(2) [条例第25条第1項](#)の規定による届出が受理されていない一般廃棄物及び[同条第2項](#)の規定により搬入を拒否された一般廃棄物を持ち込み、又は放置する行為

(3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある行為

(4) 物品の販売、宣伝、勧誘又は寄附の募集その他これらに類する行為

(5) [前各号](#)に掲げる行為のほか、市の処理施設の管理上不適当な行為

(縦覧の告示)

第9条の3 [条例第29条の3第1項](#)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物処理施設の名称

(2) 一般廃棄物処理施設の設置の場所

(3) 一般廃棄物処理施設の種類

(4) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

(5) 一般廃棄物処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあっては、当該廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)

(6) 生活環境影響調査書等を縦覧に供する場所及び期間

(7) 意見書の提出先及び提出期限

(8) その他市長が必要と認める事項

(縦覧時間)

第9条の4 [条例第29条の3第2項](#)に規定する縦覧の時間は、[福井市の休日を定める条例\(平成元年福井市条例第48号\)第1条第1項](#)に規定する市の休日を除く日における午前9時から午後5時までとする。

(縦覧場所における遵守事項)

第9条の5 法第9条の3第2項の規定により生活環境影響調査等を縦覧しようする者(以下「縦覧者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 生活環境影響調査書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。

(2) 生活環境影響調査書等を丁寧に扱い、それを汚損し、又は損傷しないこと。

(3) 他の縦覧者の迷惑となるような行為をしないこと。

(4) この規則及び職員の指示に従うこと。

2 市長は、[前項](#)の規定に違反した者に対して、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

3 市長は、[前項](#)に規定する場合のほか、生活環境影響調査書等の管理のために特に必要があると認めるときは、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第9条の6 [条例第29条の4](#)の意見書(以下「意見書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 意見書の提出者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)

(2) 当該一般廃棄物処理施設の名称

(3) 当該一般廃棄物処理施設設置等に関する利害関係の内容

(4) 生活環境の保全上の見地からの当該一般廃棄物処理施設に対する意見

(他の市町村との協議)

第10条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、[当該各号](#)に定める区域を管轄する市町村に生活環境影響調査書等の写しを送付するとともに、当該市町村の長と当該区域において、生活環境影響調査書等の縦覧その他の手続を実施することについて、協議するものとする。

(1) 一般廃棄物処理施設の全部又は一部を他の市町村の区域に設置するとき。

(2) 一般廃棄物処理施設の設置等をすることが生活環境に影響を及ぼすおそれがある周辺の地域に他の市町村の区域が含まれるとき。

(3) その他特に必要があると認めるとき。

(手数料の徴収)

第11条 [条例第30条第1項](#)及び[第2項](#)に規定する手数料の徴収方法は、次に定めるところによる。ただし、市長が特にこれによりがたいと認めるときは、この限りでない。

(1) 家庭系一般廃棄物で多量のもの及び事業系一般廃棄物の処理手数料並びにし尿及び浄化槽汚泥処理手数料は、市の処理施設への搬入の際、その都度現金で徴収し、領収書を交付する。ただし、法第7条第1項の許可を受けた者が市の処理施設に搬入する際の処理手数料は、月を単位としてその翌月に納入通知書により徴収することができる。

(2) 粗大ごみ及び犬、猫等の動物の死体の処理手数料は、収集又は市の処理施設への搬入の際、その都度現金で徴収し、領収書を交付する。

(一般廃棄物手数料の減免)

第12条 [条例第30条第3項](#)の規定による減免の申請は、一般廃棄物処理手数料減免申請書([様式第2号](#))を市長に提出することによって行うものとする。

2 市長は、[前項](#)の申請について減免の可否を決定したときは、その旨を一般廃棄物処理手数料減免決定通知書([様式第3号](#))により、当該申請者に通知するものとする。

(一般廃棄物収集運搬業許可申請等)

第13条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定により当該許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可(更新許可)申請書([様式第4号](#))に、次に掲げる書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該許可の更新を受けようとする者については[第1号](#)、[第3号](#)、[第4号](#)又は[第5号](#)に掲げる書類又は図面の内容について変更がない場合に限り当該書類又は図面の添付を、し尿及び浄化槽汚泥のみを取り扱う許可又は当該許可の更新を受けようとする者については[第11号](#)及び[第12号](#)に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 住民票の写し(申請者が法人である場合には、定款又はこれに準ずる書類及び登記事項証明書)

(2) 事業計画書

(3) 事業の用に供する施設の平面図及び写真並びに付近の見取図並びに事業の用に供する施設(積替施設及び保管施設に限る。)の立面図、断面図及び構造図

(4) 申請者(法人にあっては、役員及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第4条の7に定める使用人(以下「役員等」という。)を含む。)が法第7条第5項第4号イからトまで及びりからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類

(5) 申請者(法人にあっては、役員等を含む。)の身分証明書及び登記されていないことの証明書

(6) 従業員名簿

(7) 申請者が[第3号](#)に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)を証する書類

(8) 運搬車の写真及び自動車検査証の写し並びに車庫の写真及び付近の見取図

(9) 申請者が法人である場合には、直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税及び法人市民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(新規に事業を始める者は、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税及び法人市民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類又は資本金等を証する書類)

(10) 申請者が個人である場合には、直前2年(新規に事業を始める者は、直前3年)の所得税及び市・県民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(11) 取引事業所名簿(新規に事業を始める者は、取引予定事業所名簿)

(12) 申請者が新規に事業を始める者以外の者である場合には、直前2年の事業実施報告書

(13) 申請者が既に法第7条第1項の許可(県内の他市町のものを含む。)を受けている場合には、これらの許可に係る許可証の写し

(14) その他市長が必要と認める書類又は図面

(一般廃棄物処分業許可申請等)

第14条 法第7条第6項の規定により一般廃棄物の処分業の許可を受けようとする者又は同条第7項の規定により当該許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可(更新許可)申請書([様式第5号](#))に、[前条第1号](#)、[第2号](#)、[第4号](#)から[第6号](#)まで、[第9号](#)、[第10号](#)、[第12号](#)及び[第14号](#)に掲げる書類又は図面のほか、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該許可の更新を受けようとする者については、[同条第1号](#)、[第4号](#)若しくは[第5号](#)に掲げる書類又は[第1号](#)若しくは[第2号](#)に掲げる図面の内容について変更がない場合に限り、当該書類又は図面の添付を省略することができる。

(1) 申請者が中間処理を業として行う場合には、中間処理後の廃棄物の運搬先を証明できる書類、事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類及び写真並びに付近の見取図並びに事業の用に供する施設(移動式の施設に限る。)の自動車検査証の写し並びに車庫の写真及び付近の見取図

(2) 申請者が埋立処分を業として行う場合には、事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類及び写真並びに付近の見取図並びに当該埋立処分場に係る土地の登記事項証明書

(3) 申請者が[前2号](#)に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)を証する書類

(4) 申請者が既に法第7条第6項の許可(県内の他市町のものを含む。)を受けている場合には、これらの許可に係る許可証の写し

(浄化槽清掃業許可申請)

第15条 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第6号)に第13条第1号、第2号、第6号、第9号、第10号及び第14号に掲げる書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、併せて法第7条第1項の規定により一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けようとする場合は、第3号に掲げる書類については、第13条第7号に掲げる書類をもって代えることができる。

- 事業の用に供する施設、運搬車両等の概要
- 申請者(法人にあつては、役員を含む。)が、浄化槽法第36条第2号イからニまで及びへからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- 申請者が第1号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)を証する書類
- 申請者が既に浄化槽法第35条第1項の許可(県内の他市町のものを含む。)を受けている場合には、これらの許可に係る許可証の写し
- 申請者が法第7条第1項の許可(し尿及び浄化槽汚泥に係るものに限る。)を受けていない場合には、浄化槽清掃後の一般廃棄物の運搬方法を証明できる書類
- 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有していることを記載した書類

(変更の許可等)

第16条 法第7条の2第1項の規定により、事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業変更許可申請書(様式第7号)に許可証及び当該変更に係る関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。(許可証の交付等)

第17条 市長は、法第7条第1項若しくは第6項の規定により許可し、又は法第7条の2第1項の規定により事業の範囲の変更を許可したときは、当該許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)に対し、次の各号に掲げる業の区分に応じ当該各号に掲げる許可証を交付するものとする。

- 一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第8号)
- 一般廃棄物処分業 一般廃棄物処分業許可証(様式第9号)

2 市長は、前項第1号の一般廃棄物収集運搬業許可証を交付したときは、一般廃棄物処理業者に対し、一般廃棄物収集運搬車両証(様式第9号の2)を交付するものとする。

3 市長は、浄化槽法第35条第1項の規定により許可したときは、当該許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)に対し、浄化槽清掃業許可証(様式第10号)を交付するものとする。

(臨時車両の使用の承認の申請)

第17条の2 処理業者は、前条第2項の一般廃棄物収集運搬車両証の交付を受けた車両以外の車両を一般廃棄物の収集運搬業に臨時に使用する場合は、臨時車両使用承認申請書(様式第11号の2)に当該使用に係る書類を添付して、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により車両の使用の承認をしたときは、当該承認を受けた者に対し、臨時車両使用承認書(様式第11号の3)を交付するものとする。

(変更等の届出)

第18条 法第7条の2第3項の規定による廃止若しくは変更の届出又は浄化槽法第37条の規定による変更の届出若しくは同法第38条の規定による廃業等の届出は、次の各号に掲げる業の区分に応じ当該各号に掲げる届出書に許可証の写し及び変更又は廃業等の届出にあつては、当該変更又は廃業等に係る関係書類を添付して行うものとする。

- 一般廃棄物処理業 一般廃棄物処理業廃止(変更)届出書(様式第12号)
- 浄化槽清掃業 浄化槽清掃業変更(廃業等)届出書(様式第13号)

2 市長は、法第7条の2第3項の規定による変更の届出が行われたときは、当該届出をした者に対し、一般廃棄物処理業変更届受理書(様式第13号の2)を交付するものとする。

(一般廃棄物処理業者に係る欠格要件該当の届出)

第18条の2 法第7条の2第4項の規定による届出は、一般廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書(様式第13号の3)により行うものとする。

(許可の取消し等)

第19条 市長は、法第7条の3の規定により事業の全部又は一部の停止を命ずるときは一般廃棄物収集運搬業・処分業停止命令書(様式第14号)を、法第7条の4の規定により許可を取り消すときは一般廃棄物収集運搬業・処分業許可取消書(様式第15号)を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第19条の2 法第8条第2項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第15号の2)によるものとする。

2 市長は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置を許可したとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証(様式第15号の3)を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第19条の3 省令第4条の4第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第15号の4)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の定期検査の申請等)

第19条の4 省令第4条の4の2の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書(様式第15号の5)によるものとする。

2 省令第4条の4の4の検査の結果を通知する書面は、一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書(様式第15号の6)によるものとする。

(特定一般廃棄物処理施設の状況等の報告)

第19条の5 省令第4条の17の報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(様式第15号の7)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第19条の6 省令第5条の3第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第15号の8)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第19条の7 省令第5条の4の2第1項及び省令第5条の9の2第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第15号の9)によるものとする。

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第19条の8 省令第5条の5第1項及び省令第5条の10第1項の届出書は、一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書(様式第15号の10)によるものとする。

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第19条の9 省令第5条の5の2第1項(省令第5条の5の4の規定により準用する場合を含む。)及び省令第5条の10の2第1項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第15号の11)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設等の設置者に係る欠格要件該当の届出)

第19条の10 省令第5条の5の3及び省令第12条の11の3の届出書は、一般廃棄物処理施設(産業廃棄物処理施設)の設置者に係る欠格要件該当届出書(様式第15号の12)によるものとする。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請等)

第19条の11 省令第5条の5の5第1項の申請書は、熱回収施設設置者認定申請書(様式第15号の13)によるものとする。

2 市長は、法第9条の2の4第1項の規定により熱回収施設設置者の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第15号の14)を交付するものとする。

(一般廃棄物の認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出)

第19条の12 省令第5条の5の10第1項の届出書は、熱回収施設休廃止等届出書(様式第15号の15)によるものとする。

(一般廃棄物の熱回収に関する報告)

第19条の13 省令第5条の5の11第1項の報告書は、熱回収報告書(様式第15号の16)によるものとする。

(市の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第19条の14 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第15号の17)によるものとする。

(市の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第19条の15 省令第5条の8第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第15号の18)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第19条の16 省令第5条の11第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書(様式第15号の19)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設に係る合併又は分割の申請)

第19条の17 省令第5条の12第1項の申請書は、合併・分割認可申請書(様式第15号の20)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設に係る相続の届出)

第19条の18 省令第6条第1項の届出書は、相続届出書(様式第15号の21)によるものとする。

(産業廃棄物処理業者等に係る欠格要件該当の届出)

第19条の19 省令第10条の10の3及び省令第10条の24の届出書は、産業廃棄物処理業者(特別管理産業廃棄物処理業者)に係る欠格要件該当届出書(様式第15号の22)によるものとする。

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出等)

第19条の20 省令第12条の7の17第2項の届出書は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書(様式第15号の23)によるものとする。

2 省令第12条の7の17第4項の受理書は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出受理書(様式第15号の24)によるものとする。

3 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更(廃止)届出書(様式第15号の25)によるものとする。

(特定処理施設に係る事故状況等の届出)

第19条の21 法第21条の2第1項の規定による届出は、特定処理施設事故状況等届出書(様式第15号の26)によるものとする。

(許可証等の再交付申請)

第19条の22 法第7条第1項及び第6項、第7条の2第1項、第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項及び第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項及び第6項、第14条の5第1項、第15条第1項、第15条の2の6第1項並びに浄化槽法第35条第1項の規定により許可を受けた者又は法第9条の2の4第1項、第12条の7第1項、第12条の7第7項及び第15条の3の3第1項の規定により認定を受けた者(以下「許可等を受けた者」という。)は、それぞれ交付された許可証又は認定証(以下「許可証等」という。)を紛失し、又は損傷したときは、速やかに許可証等再交付申請書(様式第15号の27)に当該許可証等を添えて(許可証等を失ったときを除く。)市長に提出し、許可証等の再交付を受けなければならない。

2 許可等を受けた者は、許可証等に掲げる届出事項を変更したときは、許可証等再交付申請書に当該許可証等を添えて市長に提出し、その再交付を申請することができる。

(許可証等の返還)

第20条 許可等を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該許可証等(第5号の場合は、発見した許可証等)を市長に返還(事業の休止又は停止の場合は、休止又は停止の期間中の一時返還)しなければならない。

- 法第7条第1項及び第6項、第8条第1項、第14条第1項及び第6項、第14条の4第1項及び第6項、第15条第1項並びに浄化槽法第35条第1項の許可(以下この項において「許可」という。)並びに法第9条の2の4第1項、法第12条の7第1項及び法第15条の3の3第1項の認定(以下この項において「認定」という。)を取り消されたとき、又は許可及び認定の期間が満了したとき。
- 法第7条の2第1項、第9条第1項、第14条の2第1項、第14条の5第1項及び第15条の2の6第1項の変更の許可並びに法第12条の7第7項の変更の認定を受けたとき。
- 許可又は認定に係る事業又は施設の全部を廃止し、又は休止したとき。
- 許可に係る事業又は施設使用の停止を命じられたとき。
- 前条の再交付を受けた場合において失った許可証等を発見したとき。

(許可等の更新の申請時期)

第20条の2 許可等を受けた者は、当該許可等の有効期間の満了の後引き続き当該許可等に係る業を行おうとするときは、当該許可等の有効期間が満了する1月前までに、当該許可等の更新の申請書を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者の報告)

第21条 一般廃棄物処理業者は、廃棄物の収集、運搬又は処分に関する前月の実績について、毎月5日までに業務実績報告書(様式第16号)を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に定める特定家庭用機器廃棄物のみを収集し、又は運搬する一般廃棄物処理業者については、この限りでない。

2 浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃に関する前月の実績について、毎月5日までに業務実績報告書(様式第17号)を作成し、市長に提出しなければならない。

(清掃指導員)

第22条 条例第33条第1項の規定による立入検査を行わせるため、市民生活部環境事務所に清掃指導員を置き、所属する職員のうちから市長が任命する。

2 条例第33条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、身分証明書(様式第18号)によるものとする。

(改善命令)

第23条 市長は、法第19条の3の規定による改善命令を行うときは、改善命令書(様式第19号)により行うものとする。

(措置命令)

第24条 法第19条の4、第19条の4の2、第19条の5又は第19条の6の規定による措置命令を行うときは、措置命令書(様式第20号)により行うものとする。

(その他)

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成8年11月1日から施行する。ただし、第7条及び第11条の規定(事業系一般廃棄物に係る部分に限る。)並びに別表第1号の2の規定は同年10月1日から、第10条及び別表第2の規定は平成9年1月1日から施行する。(経過措置)
- この規則の施行前に、改正前の福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定によつてした申請、届出、処分その他の行為でこの規則に相当規定があるものは、この規則の相当規定によつてした申請、届出、処分その他の行為とみなす。
- 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可に係る手数料については、福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例(平成8年福井市条例第35号)による改正前の福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年福井市条例第7号)第18条第1項第2号の規定は、平成15年3月31日までの間は、なおその効力を有する。(美山町、越廼村及び清水町の編入に伴う経過措置)
- 美山町、越廼村及び清水町(以下「編入町村」という。)の編入の際現に編入町村の区域において交付されている法第7条第1項若しくは第6項、法第7条の2第1項又は浄化槽法第35条第1項の許可に係る許可証については、それぞれ第17条第1項又は第2項の規定により交付された許可証とみなす。

附 則(平成15年規則第64号)

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年規則第42号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第55号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第82号)

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第42号)

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第36号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第17号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月19日規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年1月4日規則第2号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日規則第86号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年4月26日規則第95号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和元年10月1日規則第15号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和2年4月1日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

[様式第1号\(第9条関係\)](#)

様式第1号(第9条関係)

年 月 日

様

福井市長

印

勧告書

福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第23条(第29条)の規定により、下記のとおり勧告します。

記

勧告理由	
勧告内容	
措置の終了期限	年 月 日
責任者	

[様式第2号\(第12条関係\)](#)

様式第2号(第12条関係)

年 月 日

福井市長 あて

住所
氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

一般廃棄物処理手数料減免申請書

福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第30条第3項の規定により、一般廃棄物処理手数料の減額(免除)を受けたいので申請します。

	品名	数量	手数料
一般廃棄物の種類			
減免申請の理由			
減免申請の金額			

[様式第3号\(第12条関係\)](#)

様式第3号(第12条関係)

年 月 日

様

福井市長 印

一般廃棄物処理手数料減免決定通知書

年 月 日付で減免申請のあった一般廃棄物処理手数料について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定の内容	①全額免除 ②一部免除 ③免除不承認
2 減免の割合又は金額	
3 免除不承認の理由	

この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、福井市長に対して審査請求をすることができます(なお、3月以内であってもこの処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福井市を被告として(訴訟において福井市を代表する者は、福井市長となります。)、提起しなければなりません(なお、6月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に福井市長に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

[様式第4号\(第13条関係\)](#)

様式第4号(第13条関係)

年 月 日

福井市長 あて

住所
氏名 印
電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

一般廃棄物収集運搬業許可(更新許可)申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項(第2項)の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可(許可の更新)を受けたいので関係書類及び図面を添えて、次のとおり申請します。

事業の 範囲	取り扱う一般廃 棄物の種類	
	業の区分	収集 運搬
車両及び機材		
従業員数	事務員 運転手 作業員 人 人 人 計 名	
営業の区域		

[様式第5号\(第14条関係\)](#)

様式第5号(第14条関係)

年 月 日

福井市長 あて

住所
氏名 印
電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

一般廃棄物処分業許可(更新許可)申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項(第7項)の規定により、一般廃棄物処分業の許可(許可の更新)を受けたいので関係書類を添えて、次のとおり申請します。

事業所及び設置場所の所在地	
取り扱う一般廃棄物の種類	
処理能力	
処理方式	
構造	
車両及び機材	
設備の概要	
従業員数	事務員 運転手 作業員 人 人 人 計 名

[様式第6号\(第15条関係\)](#)

様式第6号(第15条関係)

年 月 日

福井市長 あて

住所
氏名 印
電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

浄化槽清掃業許可申請書

浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けたいので関係書類を添えて、次のとおり申請します。

車両及び機器	
従業員数	事務員 運転手 作業員 人 人 人 計 名
営業の区域	

[様式第7号\(第16条関係\)](#)

様式第7号(第16条関係)

年 月 日

福井市長 あて

住所
氏名 印
電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

一般廃棄物処理業変更許可申請書

年 月 日付け 第 号で許可を受けた一般廃棄物収集運搬業(処分業)の事業の範囲の変更の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可番号	第 号
変更内容	変更前
	変更後
変更の理由	
変更予定年月日	年 月 日

添付書類

- 1 許可証
- 2 変更に係る関係書類

[様式第8号\(第17条関係\)](#)

様式第8号(第17条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可証

年 月 日付で申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項(第7条第2項、第7条の2第1項)の規定により、次のとおり許可する。

年 月 日

福井市長



許可番号	第 号
氏名又は法人名	
代表者氏名 (法人の場合に限る。)	
住所	
取り扱う 一般廃棄物の種類	
業の区分	収集 運搬
許可期間	年 月 日～ 年 月 日
営業の区域	
条件	別紙のとおり

[様式第9号\(第17条関係\)](#)

様式第9号(第17条関係)

一般廃棄物処分業許可証

年 月 日付で申請のあった一般廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項(第7条第7項、第7条の2第1項)の規定により、次のとおり許可する。

年 月 日

福井市長



許可番号	第 号
氏名又は法人名	
代表者氏名 (法人の場合に限る。)	
住所	
事業の範囲(事業の区 分及び取り扱う 一般廃棄物の種類)	
許可期間	年 月 日～ 年 月 日
条件	別紙のとおり

[様式第9号の2\(第17条第2項関係\)](#)

様式第9号の2 (第17条第2項関係)

許可第 号

一般廃棄物収集運搬車両証

年 月 日

福井市長



車両証番号	第 号
車両番号	
許可事業者 住所・氏名又は法人名	
取り扱う 一般廃棄物の種類	
許可期間	年 月 日～ 年 月 日
営業の区域	

備考

- 1 許可に係る一般廃棄物収集運搬業に従事している時は、必ず本車両証を携帯すること。
- 2 一般廃棄物収集運搬業許可証の条件に記載している処理施設以外には搬入しないこと。

[様式第10号\(第17条関係\)](#)

様式第10号 (第17条関係)

浄化槽清掃業許可証

年 月 日付で申請のあった浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、次のとおり許可する。

年 月 日

福井市長



許可番号	第 号
氏名又は法人名	
代表者氏名 (法人の場合に限る。)	
住所	
許可期間	年 月 日～ 年 月 日
営業の区域	
条件	別紙のとおり

様式第11号 削除

[様式第11号の2\(第17条の2関係\)](#)

様式第11号の2 (第17条の2関係)

年 月 日

福井市長 あて

住所
氏名 印
電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

臨時車両使用承認申請書

一般廃棄物収集運搬車両の交付を受けた車両以外の車両につき、下記のとおり臨時使用したく申請します。

許可番号	第 号
臨時車両番号	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用理由	

添付書類

自動車検証 (写し)

[様式第11号の3\(第17条の2関係\)](#)

様式第11号の3 (第17条の2関係)

第 号
年 月 日

様

福井市長 印

臨時車両使用承認書

年 月 日付で申請のあった臨時車両の使用について、下記のとおり承認する。

承認の内容	許可番号	第 号
	臨時車両番号	
	使用期間	年 月 日～ 年 月 日
	申請の理由	

※ この承認書を車両に備え付けること。

[様式第12号\(第18条関係\)](#)

様式第12号(第18条関係)

年 月 日

福井市長 あて

住所
氏名 印
電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

一般廃棄物処理業廃止(変更)届出書

年 月 日付け 第 号で許可を受けた一般廃棄物処理業の事業に係る事項について廃止(変更)したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

業の区分	一般廃棄物収集運搬業	一般廃棄物処分業
許可番号	第 号	
廃止・変更の内容	変更前	
	変更後	
	廃止・変更の理由	
	廃止・変更年月日	年 月 日

添付書類

- 1 許可証の写し(廃止届の場合は、許可証及び車両証)
- 2 変更に係る関係書類

[様式第13号\(第18条関係\)](#)

様式第13号(第18条関係)

年 月 日

福井市長 あて

住所
氏名 印
電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

浄化槽清掃業変更(廃業等)届出書

年 月 日付け 第 号で許可を受けた浄化槽清掃業の事業に係る事項について変更(廃業等)したので、浄化槽法第37条(第38条)の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号	第 号
変更・廃業等の内容	変更前
	変更後
	変更の理由
	廃業等の理由
	変更・廃業等の年月日

添付書類

- 1 許可証の写し(廃業等の届の場合は、許可証)
- 2 変更又は廃業等に係る関係書類

[様式第13号の2\(第18条第2項関係\)](#)

様式第13号の2 (第18条第2項関係)

第 号
年 月 日

様

福井市長

印

一般廃棄物処理業変更届受理書

年 月 日付けで届出のあった、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定による一般廃棄物処理業に係る変更届を受理しました。

記

業の区分	一般廃棄物収集運搬業	一般廃棄物処分業
許可番号	第 号	
変更内容	変更前	
	変更後	
	変更理由	
	変更年月日	年 月 日

[様式第13号の3\(第18条の2関係\)](#)

様式第13号の3 (第18条の2関係)

年 月 日

福井市長 あて

住所

氏名

印

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

一般廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書

年 月 日付け 第 号で許可を受けた一般廃棄物収集運搬業(処分業)について、下記のとおり欠格要件に該当することとなったため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

業の区分	一般廃棄物収集運搬業	一般廃棄物処分業
許可番号	第 号	
該当欠格要件		
欠格要件該当理由		
欠格要件該当日	年 月 日	

添付書類

許可証の写し

[様式第14号\(第19条関係\)](#)

様式第14号(第19条関係)

一般廃棄物収集運搬業・処分業停止命令書

住所
氏名 様
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

年 月 日付け 第 号で許可しました については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3の規定に基づき、次のとおり事業の停止を命じます。

年 月 日

福井市長 印

- 1 許可番号 第 号
- 2 停止を命ずる事項
- 3 停止期間
年 月 日から 年 月 日までとする
- 4 停止を命ずる理由

この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、福井市長に対して審査請求をすることができます(なお、3月以内であってもこの処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福井市を被告として(訴訟において福井市を代表する者は、福井市長となります。)、提起しなければなりません(なお、6月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に福井市長に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

[様式第15号\(第19条関係\)](#)

様式第15号(第19条関係)

一般廃棄物収集運搬業・処分業許可取消書

住所
氏名 様
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

年 月 日付け 第 号で許可しました については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4の規定に基づき、次のとおり許可を取り消します。

年 月 日

福井市長 印

- 1 許可番号 第 号
- 2 取消事項
- 3 取消理由

この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、福井市長に対して審査請求をすることができます(なお、3月以内であってもこの処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福井市を被告として(訴訟において福井市を代表する者は、福井市長となります。)、提起しなければなりません(なお、6月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に福井市長に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

[様式第15号の2\(第19条の2関係\)](#)

様式第15号の3 (第19条の2関係)

一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律〔第8条第1項
第9条第1項〕の規定により〔設置
変更〕の許可を受けた一般
廃棄物処理施設であることを証する。

福井市長 印

許可の年月日	年 月 日
許可番号	第 号
施設の種別及び 処理する一般廃 棄物の種別	
設置場所	
処理能力	
許可の条件	
留意事項	1 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、速やかに連絡し、指示を受けること。 3 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第15号の4)を提出し、職員の 検査を受けること。

[様式第15号の4\(第19条の3関係\)](#)

様式第15号の4 (第19条の3関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日

福井市長 あて

〒
申請者 住 所

氏 名 ③
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

次のとおり一般廃棄物処理施設が竣工したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項
(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)に規定する使用前検査を申請します。

設置許可又は変更の 許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
設置場所	
竣工年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日

[様式第15号の5\(第19条の4関係\)](#)

様式第15号の5 (第19条の4関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

福井市長 あて

〒
申請者 住 所

氏 名 ④
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許 可 の 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号

[様式第15号の6\(第19条の4関係\)](#)

様式第15号の6 (第19条の4関係)

一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書

第 号
年 月 日

住 所

氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。

福井市長 印

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許 可 の 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
定 期 検 査 の 結 果	
次 回 の 検 査 期 限	年 月 日

[様式第15号の7\(第19条の5関係\)](#)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(年度)

年 月 日

福井市長 あて

〒
報告者 住 所

氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

次のとおり特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により報告します。

施設設置の許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
設置場所	
埋立処分開始年月	年 月
埋立処分終了予定年月	年 月
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	年 月 日
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
当該年度の4月から9月までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分終了後に行う維持管理の内容	
埋立処分終了後に行う維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	

備考 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年総理府・厚生省令第2号)第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。

様式第15号の9 (第19条の7関係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

福井市長 あて 年 月 日

〒
届出者 住 所

氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第9条第3項
第9条の3第11項 の規定により届け出ます。

一般廃棄物処理施設の名称	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
施設設置の許可(届出)年月日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
変 更 の 内 容	*省令第5条の2に規定する軽微な 変更
	法第8条第2項第1号に掲げる事項 の変更
	*省令第5条の4第1号から第5号 までに掲げる事項の変更
	省令第5条の4第6号に掲げる事項
	(ふりがな) 生 年 月 日 本 籍
	氏 名 役職名・呼称 住 所
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
廃止若しくは休止又は再開の別	
廃止若しくは休止又は再開の理由	
廃止若しくは休止又は再開の年月日	年 月 日

備考
1 *印の欄については、できる限り図表を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができない場合には、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
2 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載欄が不足する場合には、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。
3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

様式第15号の10(第19条の8関係)

様式第15号の10 (第19条の8関係)

一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書

福井市長 あて 年 月 日

〒
届出者 住 所

氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第9条第4項
第9条の3第11項 の規定により届け出ます。

施設の廃止までの間の 管理予定者及びその 連絡先	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	電 話 番 号	
設 置 場 所		
施設設置の許可年月日 又は届出年月日	年 月 日	
許 可 番 号	第 号	
埋立地の面積	m ²	
埋立ての深さ	m	
覆土の厚さ	m	

様式第15号の11(第19条の9関係)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の 種類、数量及び性状	種 類	数 量 (m ³)	性 状

様式第15号の11(第19条の9関係)

(表面)
一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

福井市長 あて

〒
申請者 住 所
氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

次とおり一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項、第9条の2の3第2項、第9条の3第1項の規定により申請します。

設 置 場 所	
施設設置の許可年月日又は届出年月日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量	種 類
	数 量 (m ³)
埋 立 地 の 面 積	m ²
埋 立 て の 深 さ	m
埋 立 処 分 の 方 法	
埋 立 処 分 開 始 年 月 日	年 月 日
埋 立 処 分 終 了 年 月 日	年 月 日

(裏面)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	

備考

- 1 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「最終処分基準省令」という。)第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。
- 2 保有水等とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。
- 3 覆いとは、最終処分基準省令第1条第2項第17号に規定する覆いをいう。

[様式第15号の12\(第19条の10関係\)](#)

様式第15号の12(第19条の10関係)

一般廃棄物処理施設(産業廃棄物処理施設)の設置者に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

福井市長 あて

〒
届出者 住 所
氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

〔一般廃棄物処理施設〕
〔産業廃棄物処理施設〕の設置者に係る欠格要件に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項(法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次とおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設(産業廃棄物処理施設)の設置の場所	
一般廃棄物処理施設(産業廃棄物処理施設)の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
*該当するに至った欠格要件	法第7条第5項第4号(イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・チ・リ・ヌ) 法第14条第5項第2号(イ・ハ・ニ・ホ)
当該欠格要件に該当するに至った具体的事由	
当該欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日

備考 *印の欄については、該当する要件を囲むこと。

[様式第15号の13\(第19条の11関係\)](#)

様式第15号の13(第19条の11関係)

(表面)
熱回収施設設置者認定申請書

年 月 日

福井市長 あて

申請者 住 所

氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

熱回収施設の設置の場所		
※認定の年月日		年 月 日
※認定番号		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	*設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	*設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可の年月日		年 月 日
許可番号		第 号

画像

[様式第15号の14\(第19条の11関係\)](#)

様式第15号の14(第19条の11関係)

熱回収施設設置者認定証

第 号
年 月 日

住 所

氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

福井市長 印

認定の年月日	年 月 日
認定の有効年月日	年 月 日
認定番号	
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%
留意事項	1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。 2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し若しくは休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。

[様式第15号の15\(第19条の12関係\)](#)

熱回収施設休廃止等届出書

年 月 日

福井市長 あて

届出者 住所

氏名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 電話番号

熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号		年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理由	
	年月日	年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理由	（廃止・休止・再開の別）
	年月日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	*変更の内容	
	理由	
	年月日	年 月 日

備考
 1 *印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができない場合には、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 2 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

[様式第15号の16\(第19条の13関係\)](#)

熱回収報告書

年 月 日

福井市長 あて

報告者 住所

氏名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11第1項の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。

認定の年月日	年 月 日
認定番号	第 号
年4月1日から 年3月31日 までの年間の熱回収率	%

備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載することとし、かつ、熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類を添付すること。

[様式第15号の17\(第19条の14関係\)](#)

様式第15号の17 (第19条の14関係)

一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

福井市長 あて

届出者 名称
代表者の氏名
電話番号

次のとおり一般廃棄物処理施設を設置したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
※届出年月日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力 (一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)		埋立地の面積 埋立容量 m ³ /日 () 時間 t/日 () 時間 m ³ /時間 t/時間 m ² m ³
*一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出口等を含む。))を含む。
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		

*一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
*災害防止のための計画に係る事項(一般廃棄物の最終処分場である場合)	一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項	
	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項	
	火災の発生の防止に関する事項	
	その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項	
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区 分	自己処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区 分	自己処分 委託処分
	処分方法	
*埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
*一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

備考

- ※印の欄には記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類の別は、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きで記入すること。
- 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- *印の欄の記載については、できる限り図表を利用することとし、かつ、次に掲げる図を記載すること。
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 記入欄が不足する場合には、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第15号の18(第19条の15関係)

様式第15号の18 (第19条の15関係)

一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

福井市長 あて

届出者 名称
代表者の氏名
電話番号

次のとおり一般廃棄物処理施設を変更したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
施設設置の届出年月日		年 月 日
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	変更前 変更後
	一般廃棄物処理施設の処理能力 (一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変更前 変更後 m ³ /日 () 時間 t/日 () 時間 m ³ /時間 t/時間 埋立地の面積 m ² 埋立容量 m ³
	*一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	
	*一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	
	変更の理由	
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日

備考

- 一般廃棄物処理施設の種類の別は、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きで記入すること。
- 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- *印の欄の記載については、できる限り図表を利用することとし、かつ、次に掲げる図、数値を変更前と変更後の内容を対照させて記載すること。
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
(2) 排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
(3) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
(4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
(5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場のときは排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 記載欄が不足する場合には、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第15号の19(第19条の16関係)

(第1面)

合併・分割認可申請書

福井市長 あて

年 月 日

所在地
申請者 名 称
代表者の氏名
電話番号

㊦

次のとおり法人の合併又は分割について認可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により申請します。

① 一般廃棄物処理施設の設置場所	
② 一般廃棄物処理施設の種類	
③ 施設設置の許可年月日	年 月 日
④ 許 可 番 号	第 号
⑤ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の所在地、名称及び代表者の氏名	所 在 地
	名 称
	代表者の氏名
⑥ 合併又は分割の方法及び条件	
⑦ 合併又は分割の理由	
⑧ 合併又は分割の時期	
※ 認 可 年 月 日	年 月 日
※ 認 可 番 号	第 号

(第2面)

⑨役員			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
	役職名・呼称	住 所	
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
⑩発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)			
発行済株式の総数	株 出資の額	円	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日 (個人である場合)	保有する株式の数 又は出資の金額 割 合	本 籍 (個人である場合) 住 所
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
⑪政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
	役職名・呼称	住 所	
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

(第3面)

⑫合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において役員となる者

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
	役職名・呼称	住 所	
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

⑬合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となるもの(当該株主又は出資をしている者となるものがあるとき)

発行済株式の総数	株 出資の額	円	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日 (個人である場合)	保有する株式の数 又は出資の金額 割 合	本 籍 (個人である場合) 住 所
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

⑭合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、政令第4条の7に規定する使用人となる者(当該使用人となる者がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
	役職名・呼称	住 所	
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

備考
1 ※欄には記入しないこと。
2 申請は、合併又は分割の当事者の連名で行うこと。
3 ⑨～⑭の欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載欄が不足する場合には、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。
4 ⑨及び⑭の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第15号の21(第19条の18関係)

(第1面)

相続届出書

福井市長 あて

年 月 日

〒
届出者 住 所

氏 名 ㊟
電話番号
(氏名を自筆する場合は、押印は不要であること。)

次のとおり一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により届け出ます。

被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏 名
	住 所
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
相 続 の 開 始 年 月 日	年 月 日

(第2面)

相続人		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
	年 月 日	
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
	役職名・呼称	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
政令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
	役職名・呼称	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

備考 「相続人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載欄が不足する場合には、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第15号の22(第19条の19関係)

様式第15号の22(第19条の19関係)

産業廃棄物処理業者(特別管理産業廃棄物処理業者)に係る欠格要件該当届出書

福井市長 あて

年 月 日

〒
届出者 住 所

氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

〔産業廃棄物収集運搬業者
産業廃棄物処分業者
特別管理産業廃棄物収集運搬業者
特別管理産業廃棄物処分業者〕に係る欠格要件に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

〔第14条の2第3項
第14条の5第3項〕において準用する同法第7条の2第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 の 年 月 日	
許 可 番 号	
* 該当するに至った欠格要件	法第14条第5項第2号(イ・ハ・ニ・ホ)
当該欠格要件に該当するに至った 具体的事由	
当該欠格要件に該当するに至った 年月日	年 月 日

備考 *印の欄については、該当する要件を囲むこと。

様式第15号の23(第19条の20関係)

様式第15号の23(第19条の20関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書

年 月 日

福井市長 あて

〒
届出者 住 所

氏 名 ④
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

次のとおり産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日	年 月 日
産業廃棄物処理施設に係る許可番号	
産業廃棄物処理施設の処理能力 (当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	$m^3/日$ ()時間 $t/日$ ()時間 $m^3/時間$ $t/時間$ (埋立地の面積 m^2) (埋立容量 m^3)
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	種 類
	処 理 量 の 見 込 み
	$t/日$ ()時間
	$t/日$ ()時間
	$t/日$ ()時間
一般廃棄物処理の開始予定日	年 月 日

- 備考
- 1 産業廃棄物処理施設の種類のつては、破砕施設、焼却施設又は最終処分場(管理型)の別を記入すること。
 - 2 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 当該届出に係る産業廃棄物処理施設に係る省令第12条の5の許可証の写し
 - (2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあっては次に掲げるいずれかの書類
 - イ 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第7条第6項に規定する許可を受けたることを示す書類
 - ロ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類
 - ハ 省令第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類
 - ニ 政令第5条の9の認定証の写し
 - ホ 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類

[様式第15号の24\(第19条の20関係\)](#)

様式第15号の24(第19条の20関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出受理書

第 号
年 月 日

住 所

氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

福井市長 ④

次のとおり産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出を受理したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第4項の規定により受理書を交付します。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日	年 月 日
産業廃棄物処理施設に係る許可番号	
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	

[様式第15号の25\(第19条の20関係\)](#)

様式第15号の25(第19条の20関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更(廃止)届出書

年 月 日

福井市長 あて

〒
届出者 住 所

氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による届出に係る
産業廃棄物処理施設の種別に変更があつたので、
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種別に変更があつたので、
一般廃棄物の処理の事業を廃止したので、
同法施行規則第12条の7の17第5項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種別	変更前	変更後
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種別	変更前	変更後
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日	年 月 日	
産業廃棄物処理施設に係る許可番号		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出の受理年月日	年 月 日	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出の受理番号		
変更(廃止)年月日	年 月 日	

備考

- 産業廃棄物処理施設の種別については、破砕施設、焼却施設又は最終処分場(管理型)の別を記入すること。
- 当該産業廃棄物処理施設に係る省令第12条の7の17第4項の受理書を添付すること。

[様式第15号の26\(第19条の21関係\)](#)

様式第15号の26(第19条の21関係)

特定処理施設事故状況等届出書

年 月 日

福井市長 あて

〒
届出者 住 所

氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の2第1項の規定により、特定処理施設において発生した事故の状況及び講じた措置の概要について届け出ます。

特定処理施設の設置場所			
特定処理施設の種別			
事故発生日時	年 月 日	時	分
*事故の状況			
*講じた措置の概要			

備考 *印の欄の記載については、できる限り図表を利用すること。

[様式第15号の27\(第19条の22関係\)](#)

許可証等再交付申請書

年 月 日

福井市長 あて

〒
申請者 住 所

氏 名 ④
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

次のとおり許可証等の再交付を受けたいので、条例施行規則第19条の22の規定により申請します。

再交付の申請をする許可証等の種類	
許可又は認定の年月日	年 月 日
許可又は認定の番号	第 号
再交付の理由	

[様式第16号その1\(第21条関係\)](#)

業務実績報告書

年 月 日

福井市長 あて

住所
氏名
電話番号
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

年 月の実績を、福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第21条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

[様式第16号その2\(第21条関係\)](#)

業務実績報告書

年 月 日

福井市長 あて

住所

氏名

㊟

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

年 月の実績を、福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第21条第1項の規定により、次のとおり報告します。

取 集 運 搬 業							処分量
契 約 事 業 者 数							処分量
一 般 廃 棄 物 の 種 類	し尿及び浄化槽						k L
許 可 車 両 番 号	稼働延べ車両(台)	実働延べ人員(人)	尿 浄 化 槽 (k L)	そ の 他 (k L)	計 (k L)	k L	
計	台	人	k L	k L	k L		k L

[様式第17号\(第21条関係\)](#)

業務実績報告書

年 月 日

福井市長 あて

住所

氏名

㊟

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

年 月の実績を、福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第21条第1項の規定により、次のとおり報告します。


浄 化 槽 型 式	単 独 浄 化 槽	合 併 浄 化 槽	計
全 ば っ 気 方 式	基	基	基
分 離 接 触 ば っ 気 方 式	基	基	基
分 離 ば っ 気 方 式	基	基	基
単 純 ば っ 気 方 式	基	基	基
散 水 ろ 床 方 式	基	基	基
平 面 酸 化 床 方 式	基	基	基
地 下 砂 ろ 過 方 式	基	基	基
合 計	基	基	基

添付書類

清掃に係る浄化槽の設置者の名簿

[様式第18号\(第22条関係\)](#)

(表)

第 号
身分証明書
所 属
職 名
氏 名
年 月 日生
上記の者は、福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第22条に規定する清掃指導員であることを証明する。
年 月 日
福井市長 

(裏)

福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(抜粋)
(立入検査)
第33条 市長は、法第19条第1項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所又は事業場の土地又は建物に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬又は処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(抜粋)
(清掃指導員)
第22条 条例第33条第1項の規定による立入検査を行わせるため、市民生活部環境事務所に清掃指導員を置き、所属する職員のうちから市長が任命する。
2 条例第33条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、身分証明書(様式第18号)によるものとする。

改善命令書

住所
氏名 様
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の3の規定に基づき、次の措置をとることを命じます。

年 月 日

福井市長 

- 1 命令事項
- 2 期限
- 3 理由

この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、福井市長に対して審査請求をすることができます(なお、3月以内であってもこの処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福井市を被告として(訴訟において福井市を代表する者は、福井市長となります。)、提起しなければなりません(なお、6月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に福井市長に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

措置命令書

住所
氏名 様
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の4（第19条の4の2、第19条の5、第19条の6）の規定に基づき、次の措置をとることを命じます。

年 月 日

福井市長 印

- 措置の内容
- 履行期限
- 理由

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の7第1項第1号（第3号）に掲げる場合に該当することとなった場合には、同条各項の規定により、福井市長が当該措置の全部又は一部を講じ、当該措置に要した費用を徴収することがあります。

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、福井市長に対して審査請求をすることができます（なお、3月以内であってもこの処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福井市を被告として（訴訟において福井市を代表する者は、福井市長となります。）、提起しなければなりません（なお、6月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に福井市長に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。